

令和2年7月吉日

会員の皆様へ

倉吉信用金庫

出資証券ペーパーレス化（不発行）についてのご案内

平素より当金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取扱いにつきまして、次の通りとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様からお預かりしました出資金は、これまで出資証券を発行してまいりました。しかし、近年の株式会社における株券の不発行と同様に、令和2年10月1日より出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することといたしました。

出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますので、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと何ら変更ございません。尚、お手元の出資証券につきましては回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はございませんので、ご安心ください。今後、出資金の残高につきましては、毎年7月にお送りする「配当金支払通知書」でお知らせするとともに、ご要望がございましたら、出資金の「残高証明書」を随時発行（有料）いたします。

何かご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記担当部署にお問合せ下さい。

会員の皆様のご理解とご協力、何卒よろしくようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

倉吉信用金庫 総務部 TEL：(0858) 22-1111

<電話受付時間：平日9：00～17：00>

以上

「出資証券のペーパーレス化（不発行）」に係るQ&A

倉吉信用金庫

Q 1 なぜ、出資証券をペーパーレスにしたのか。

A 1 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、常日頃出し入れすることがないため、しまい忘れることもあり、また、長期に亘って保管しなければならないため、相続、譲渡、脱退や名義変更の際、出資証券紛失のお申し出を受けることが多々ございます。出資証券をペーパーレスとすることで、その際の手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を減らすこととなります。

Q 2 出資証券がペーパーレスになると、金庫に出資しているという証拠書類がなくなってしまうが、自分が出資していることを確認する方法はあるのか。

A 2 会員の皆様からお預かりした出資金の管理は、会員名簿により電子的に一元管理いたします。今後につきましては、皆様に毎年7月に送付させていただいております「配当金支払通知書」に出資の内容（出資者の氏名、住所、口数、出資金額等）を記載させていただき、ご確認をしていただくこととなります。また、会員の皆様からのご請求時には出資金の「残高証明書」を随時発行（有料）いたします。

Q 3 今、手元に持っている出資証券はどうすればいいのか。

A 3 現在お持ちの出資証券は、会員ご加入時に出資金をお預かりしました証として発行してまいりました。しかしながら、今回の出資証券のペーパーレス化に伴い、会員の皆様には出資証券の保管の必要も、金庫へご返却いただく必要もございません。会員の皆様からお預かりしております出資金ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと何ら変わりはございませんので、ご安心ください。

Q 4 氏名や住所が変わったときはどうすればいいのか。

A 4 ご本人様を確認できる書類（運転免許証、健康保険証など）と出資加入時にお届けいただいたご印鑑をお持ちの上、お近くの窓口にお越しくください。変更内容により金庫所定の手続きをとらせていただきます。なお、出資証券を持参いただいた場合は、当金庫にて責任をもって回収させていただきます。また、万一、出資証券を紛失されている場合にもお届けいただく必要はございません。

Q 5 出資証券が発行されないと将来の譲渡・相続などの手続きの際には、何を持っていけばよいのか。

A 5 譲渡の場合は、ご本人様を確認できる書類と出資加入時にお届けいただいたご印鑑を、相続の場合は前述の書類、印鑑に加え、相続に必要な書類等が必要となります。なお、相続手続きについては、いろいろなケースがございますので、お客様のお取引していただいている営業店へお問い合わせください。

Q 6 新たに出資会員となったときは、「出資証券」に代わるものはあるのか。

A 6 新たに当金庫の出資会員となっていただいた際（譲受、相続を含む）には、これまでの「出資証券」に代わり「出資会員加入承諾書」をお渡しいたします。

以 上